

刊行物名：平成19年 林野法令集

内 容：林野行政において重要である約300件の法令・通知等を、編集し
収録

収録項目は目次のとおり

発行時点：平成19年3月20日

発 行 者：林野庁

利用案内：閲覧可

出版許可：林野行政の普及、国民の生活又は教養の向上に寄与することを目的
に印刷・出版を希望される方へは出版許可を行います。

①申請方法：様式による

②条 件：著作内容を変更しないこと（ただし、レイアウト等の変
更は可）

問い合わせ先：林野庁 林政課 総務班

東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel：03-3502-8111（内線:6012,6014） 03-3501-3816（直通）

Fax：03-3591-5747

様式

番
年

月

号
日

農林水産大臣

殿

住 氏 所 名

印

著作物の出版許可申請書

貴省 の著作にかかる「 」は、極めて貴重かつ有益な資料であり、一般の需要も多いため、下記のとおり出版許可を申請します。

記

- 1 出版物名
- 2 発行部数
- 3 規格及び頁数
- 4 販売予定価格
- 5 添付資料
 - (1) 原価計算内訳等
 - (2) その他

○ 行規則	(2) 及び第一号(2)の規定に基づき、農林水産大臣が定める率	三七
○ 独立行政法人緑資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	三三	三三
○ 独立行政法人緑資源機構が行う独立行政法人緑資源機構法第十一一条第一項第一号に規定する林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	三五	三五
○ 独立行政法人緑資源機構法第二十一条第一項の規定により賦課徴収する賦課金の総額の各受益者への割り振りの基準	三四六	三四六
○ 独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づき、元利均等半年賦支払に係る賦課金及び負担金の据置期間	三四九	三四九
○ 独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づき、農林水産大臣が定める率	三四九	三四九
○ 独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第一項第一号イ	三五〇	三五〇
● 森林病害虫	IX	IX
○ 森林病害虫等防除法	三五	三五
○ 森林病害虫等防除法第七条の二第一項の規定に基づく防除実施基準	三五	三五
○ 森林病害虫等防除法第三条第一項第三号の規定に基づく指種定苗	三五	三五
● 森林保険	X	X
○ 森林国営保険法	三六	三六
○ 森林国営保険法施行令	三七	三七
○ 森林漁業保険審査会令	三八	三八
○ 森林国営保険法施行規則	三九	三九
● 造林・林道	XI	XI
○ 分収林特別措置法	三九	三九
○ 分収林特別措置法施行規則	三九	三九
○ 森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について(分収林契約制度関係)	三九	三九
● 保安林・治山	XIII	XIII
○ 森林法に基づく保安林及び保険	四〇	四〇
○ 安設地区関係事務に係る処理基準	四一	四一
● 社会資本整備重点計画法	四二	四二
● 林業試験・普及	XI	XI
○ 森林法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が指定する件	三六八	三六八
○ 森林法施行規則第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準	三六九	三六九
○ 耕地等防除法施行規則	三七〇	三七〇
○ 森林病害虫等防除法施行令	三七一	三七一
○ 地すべり等防止法施行令	三七二	三七二
○ 地すべり等防止法施行規則	三七三	三七三
○ 河川法	三七四	三七四
● 砂防法(抄)	XII	XII
○ 砂防法	三七五	三七五
● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	三七六	三七六
● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	三七七	三七七
● 河川法	三七八	三七八
● 砂防法(抄)	XIII	XIII
○ 社会資本整備重点計画法施行規則	三七九	三七九
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行令	三八〇	三八〇
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行規則	三八一	三八一
● 海岸法(抄)	XIV	XIV
○ 海岸法	三八二	三八二
● 災害復旧	XV	XV
○ 国庫負担法	三八三	三八三
○ 公共土木工事施設災害復旧事業費	三八四	三八四
○ 国庫負担法施行令	三八五	三八五
○ 海岸、林地荒廃防止施設、地	三八六	三八六

